

論文式試験問題集
[行政法]

[行政法]

A市では、浄化槽（便所と連結してし尿等を処理し、公共下水道以外に放流するための設備又は施設をいう。）の設置による便所の水洗化が進んだ昭和50年代に、それまで十数社存在していたし尿収集業者がB、Cの2社に集約され、それ以後、当該2社が浄化槽汚泥の収集運搬に従事してきた。一般に、浄化槽汚泥の発生量は浄化槽の設置世帯数に応じてほぼ一定しており、また、その収集運搬に支障が生じると、衛生状態が悪化し、住民の健康と生活環境に被害が生じるおそれがある。そのためA市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定する一般廃棄物処理計画に当たる計画（以下「旧計画」という。）の中で、「一般廃棄物の適正な処理（中略）を実施する者に関する基本的事項」（同条第2項第4号）として、「一般廃棄物（浄化槽汚泥）の収集運搬についてはB、Cの2社に一般廃棄物収集運搬業の許可を与えてこれを行わせる。」と記載するとともに、「大幅な変動がない限り、新たな許可は行わないものとする。」と記載していた。その結果、この2社体制の下で、A市の区域内で発生する浄化槽汚泥の量に対しておよそ2倍の収集運搬能力が確保され、適切な収集運搬体制が維持されていた。A市では、公共下水道の普及が十分でない中、便所のくみ取り式から水洗式への改修が進んでいるため、浄化槽の設置世帯数は微増しているが、将来の人口及び総世帯数は減少が予想されているため、旧計画中の「発生量及び処理量の見込み」（同項第1号）においては、浄化槽汚泥について、今後は発生量及び処理量の減少が見込まれる旨記載されていた。BとCは、過当競争の結果として経営状態が悪化し、それにより一般廃棄物収集運搬業務に支障が生じる事態を回避することで、その適正な運営を継続的かつ安定的に確保するため、それぞれの担当区域を取り決める事実上の区域割りを行ってきた。

そうした中、浄化槽汚泥の処理を含む公共サービスへの競争原理の導入を主張して当選した新A市長は、浄化槽の設置件数の増加が予想されること、及び競争原理を導入する必要性を主張して、それまで旧計画に定められてきた上述のB、Cの2社体制と新たな許可をしない旨の記述を削除し、「一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業にあつては、競争性を確保するため、浄化槽の設置件数の推移に応じて新規の許可を検討する。」との記載を追加する内容で、旧計画を改訂した（以下、旧計画を改訂したものを「新計画」という。）。さらに、旧計画の基礎とされた将来の人口及び総世帯数の減少予測は新計画においても維持されているにもかかわらず、新計画中の「発生量及び処理量の見込み」において、浄化槽の設置件数の増加に伴い、浄化槽汚泥について、発生量及び処理量の大幅な増加が見込まれる旨記載された。

令和2年4月1日付けで、新A市長は、Dの申請に基づき、法第7条第2項に基づく政令が一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間を2年と定めていることに従い、期限を令和4年3月31日とする一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業の許可（以下「本件許可」という。）をした。Dの代表者はBの代表者の実弟であり、従来、一般廃棄物収集運搬業に従事した経験はなかった。Dの営業所所在地は、Bの営業所所在地と同一の場所になっており、D単独の社屋等は存在せず、Dの代表者はBの営業所内で執務を行っていた。さらに、BとDは業務提携契約を締結し、その中で、Bが雇用する人員が随時Dに出向すること、Bが保有している運搬車をDも使用し得ることが定められていた。

令和2年4月以降、Dは従来Cが担当していた区域においてCからの乗換客を獲得しつつあり、それによりCの売上げは徐々に減少している。そこで、Cは、同年9月30日、本件許可の取消訴訟（以下「本件取消訴訟」という。）を提起した。

なお、法及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の抜粋を【資料】として掲げるので、適宜参照しなさい。

〔設問 1〕

- (1) Cに本件取消訴訟における原告適格は認められるか、関係する法令の規定を挙げながら、検討しなさい。なお、解答に当たっては、市町村において既存の一般廃棄物収集運搬業者によって適正な収集及び運搬がされていることを踏まえて法第6条に規定する一般廃棄物処理計画が策定されている場合には、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可申請を法第7条第5項第2号の要件を充足しないものとして不許可とすることが適法と解されていることを前提にしなさい。
- (2) 本件取消訴訟係属中に令和4年3月31日が経過し、同年4月1日付けで本件許可が更新された。A市は、同年3月31日の経過により本件許可は失効し、本件取消訴訟の訴えの利益は失われたと主張している。本件取消訴訟の訴えの利益は肯定されると主張したいCとしては、どのような主張をすることが考えられるか、関係する法令の規定を挙げながら、検討しなさい。なお、解答に当たっては、Cに原告適格が認められることを前提にしなさい。

〔設問 2〕

A市は、本件取消訴訟において、本件許可は新計画に適合していること、法第6条に規定する一般廃棄物処理計画の策定及び内容の変更についてはA市長に裁量が認められており、新計画の内容はその裁量の範囲内であること、並びにDに事業遂行能力がある以上、自由な参入を認めざるを得ないことを主張している。これに対し、法第7条第5項第2号及び第3号の各要件に関して、Cは本件許可の違法事由としてどのような主張をすることが考えられるか、検討しなさい。なお、解答に当たっては、本件取消訴訟が適法であることを前提にしなさい。

【資料】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 （略）
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 （略）

3・4 （略）

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。

2～7 （略）

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（中略）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。（以下略）

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 （略）

6～16 （略）

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）（抜粋）

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第2条の2 法第7条第5項第3号（中略）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ （略）

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。



表

Aゼミ

試験科目	受験番号	フリガナ	
行政法		氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
 講師：司法試験合格者 高橋 遼太郎
 質問：tarotaroryotaro917ryotaro@outlook.jp
 2025.4.29実施 Aゼミ行政法

行政法

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

行政法

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。）。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進めて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：司法試験合格者 高橋 遼太郎

質問：tarotaroryotaro917ryotaro@outlook.jp

2025.4.29実施 Aゼミ行政法

行政法

行政法

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

参考答案・解説レジュメ
[過去問ゼミ 行政法]

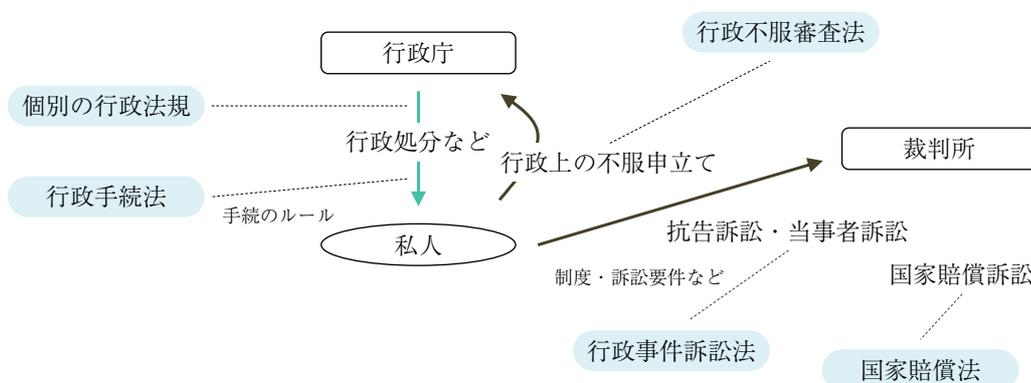
<p>第1 設問1 小問(1)について</p> <p>1 Cは「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)9条1項)にあたるとして、原告適格が認められるか。</p> <p>(1) 「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解する。</p> <p>そして、行訴法9条2項に従い、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにおいて法律上保護された利益にあたりと解する。</p> <p>(2) Cは自己の営業上の利益を主張することが考えられる。</p> <p>ア 本件許可の根拠法規は法7条1項であるところ、同項に基づく許可に際して、申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合する必要がある(同条5項2号)。市町村が定める一般廃棄物処理計画(法6条1項)には、一般廃棄物の発生量及び処理量(同条2項1号)や処理を適正に実施する者(同条2項4号)が定められることに照らせば、かかる計画への適合性の判断を通じて一般廃棄物処理業の需給調整が行われているといえる。</p> <p>また、法7条5項1号は、一般廃棄物の収集運搬業について本来市町村が実施すべき事業であり、その処理能力に限界がある場合に限り民間の事業者等に行わせることを予定している。そのため、</p>	<p>当該事業は専ら自由競争に委ねられるべきではない。そして、法全体の解釈指針を定めた法1条は、法の目的を「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」としている。しかし、許可業者の濫立によって需給の均衡が損なわれ、既存事業者の経営が悪化し、事業の適正な運営が害されることになると、市町村内の衛生状態が悪化し、生活環境が害されるおそれが生じる。</p> <p>そのため、法7条1項は、一般廃棄物処理業の適正な運営が害されることを防止するため、同一市町村内の既存事業者の営業上の利益を個別的法益として保護する趣旨を含むと解される。</p> <p>イ 本件でも、CはA市において一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けている者であるため、Dに対する本件許可により、営業の利益が害され得る。そのため、Cのかかる利益は個別的法益として保護され、法律上保護された利益にあたる。</p> <p>2 よって、Cは「法律上の利益を有する者」といえ、本件取消訴訟における原告適格が認められる。</p> <p>第2 設問1 小問(2)について</p> <p>1 本件許可の有効期限である令和4年3月31日を経過していてもなお、Cに訴えの利益(行訴法9条1項)が認められるか。</p> <p>(1) そもそも訴えの利益とは、当該処分を取り消す必要性をいい、その存否は、取消しによって除去すべき法的効果や取消しによって回復される法的利益の有無により判断すべきである。</p> <p>(2) 本件でみるに、確かに本件許可の有効期限が経過しており、令和4</p>
---	---

<p>年4月1日付けで本件許可が更新され、同日より更新の許可の有効期間が継続しているといえる（法7条4項）。そのため、本件許可の取消しによっても同許可とは形式的に別個の更新の許可の効力は除去されず、訴えの利益を欠くとも思える。</p> <p>しかし、法7条2項の更新の申請後、従前の許可の有効期間の満了日までに申請に対する処分がされない場合、当該満了日を経過しても更新の申請に対する処分がされるまで従前の許可の効力が継続する（同条3項）。そして、許可が更新されるとその有効期間の起算点は当該満了日の翌日となることから、実質的には更新の許可は従前の許可の効力を維持するものといえる。したがって、本件許可の効力は維持されており、取消しにより除去すべき法的効果があるといえる。</p> <p>2 よって、本件取消訴訟の訴えの利益は肯定される。</p>	<p>は社会観念上著しく妥当性を欠く場合には裁量権の逸脱・濫用として違法となると解する。</p> <p>本件で、新計画に追加された記載は④競争性確保のための新規の許可の検討および⑥浄化槽汚泥につき発生量・処理量の大幅な増加が見込まれることである。④について、上述のとおり、法は一般廃棄物処理業を専ら自由競争に委ねるべき事業とはしていないことに照らせば、他事考慮といえる。また、⑥について、これまで2社で適切な収集運搬体制が維持されており、将来の人口及び総世帯数の減少が予想されていたことから浄化槽汚泥の発生量および処理量も減少することが予想されていた。そのため、評価の明白な合理性の欠如があるといえる。したがって、A市長による新計画の策定は、社会観念上著しく妥当性を欠くものといえ、裁量権の逸脱・濫用がある。</p>
<p>第3 設問2について</p> <p>1 法7条5項2号の要件について</p> <p>(1) Cは、本件許可は、新計画に適合するとしてなされたものであるが、同計画の策定ないし変更課程が違法であるため、本件許可も違法であると主張することが考えられる。</p> <p>(2) 確かに、一般廃棄物処理計画に定めるべき事項（法6条2項）は専門的技術的な判断に基づくものであるため、計画の策定等に当たってA市長に裁量権がある。</p> <p>(3) もっとも、裁量権の逸脱・濫用がある場合には違法となる（行訴法30条）。具体的には、行政庁の判断が重要な事実の基礎を欠き、また</p>	<p>(4) よって、新計画に適合するとして法7条5項2号の要件を満たすとしたA市長の判断は違法である。</p> <p>2 法7条5項3号の要件について</p> <p>(1) Cは、法施行規則が定める許可基準をDが満たさないため、法7条5項3号の要件を充足しないと主張することが考えられる。</p> <p>(2) DはBが保有する運搬車を業務提携契約により利用できるため、法施行規則2条の2第1号の基準を満たすとも思えるが、運搬車をDが自ら保有するわけではなく、同号を満たさない。また、Dの代表者は一般廃棄物収集運搬業に従事した経験はなく、同条2号も満たさない。よって、これらを充足するとしてA市長の判断は違法である。以上</p>

解説レジュメ

——令和5年予備試験行政法——

◇ 行政法の体系



司法試験や予備試験では、行政庁が私人に対して行政処分等の行為を行い、これに対して私人が訴訟等で争うという事案が出題される。処分性・原告適格・訴えの利益などの訴訟要件の充足を問う問題と、行政処分等の違法性を問う問題が出題されることが多く、前者は主に行政事件訴訟法や国家賠償法に規定される訴訟要件を充足するかを検討し、後者は行政処分が行政手続法に則ってされたか、また、個別の行政法規に違反していないかを検討することになる。

I 設問 1(1) ——原告適格

Cに本件取消訴訟における原告適格は認められるか、関係する法令の規定を挙げながら、検討しなさい。なお、解答に当たっては、市町村において既存の一般廃棄物収集運搬業者によって適正な収集及び運搬がされていることを踏まえて法第6条に規定する一般廃棄物処理計画が策定されている場合には、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可申請を法第7条第5項第2号の要件を充足しないものとして不許可とすることが適法と解されていることを前提にしなさい。

- ▶ 取消訴訟の訴訟要件の問題なので行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）のうち、原告適格の条文（9条）を参照

1. 条文

(原告適格)

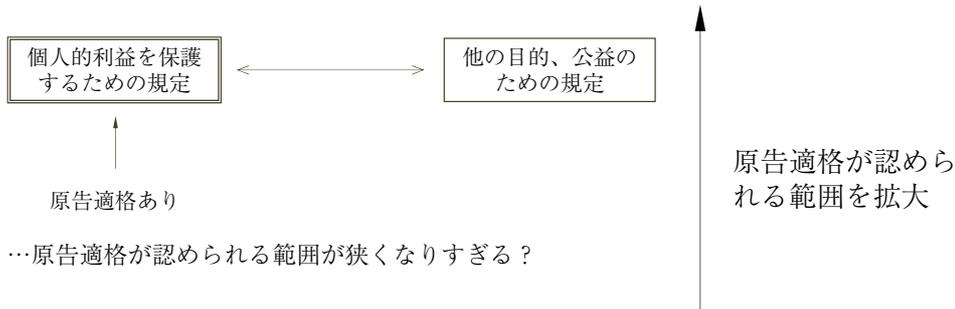
第9条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

2. 「法律上の利益を有する者」の意義

(1) 法律上保護された利益説¹⁾

「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」（最判昭和53・3・14（百選Ⅱ128））



「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当た」る（最判平成4・9・22（百選Ⅱ156））

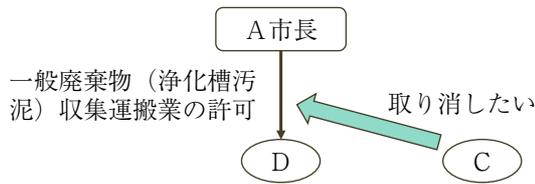
論証 原告適格

「法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）とは、当該処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解する。

そして、行訴法9条2項に従い、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益にあたりと解する。

1) 中原茂樹『基本行政法』（日本評論社、第3版、2019）321頁以下。

(2) 本問の検討



ア 当事者が主張する利益の設定

Cが主張する利益を考える！

問題文の事情のうち、Cが訴え提起をしようとした経緯に着目する

「……BとCは、過当競争の結果として経営状態が悪化し、それにより一般廃棄物収集運搬業務に支障が生じる事態を回避することで、その適正な運営を継続的かつ安定的に確保するため、それぞれの担当区域を取り決める事実上の区域割りを行ってきた。

そうした中、浄化槽汚泥の処理を含む公共サービスへの競争原理の導入を主張して当選した新A市長は、浄化槽の設置件数の増加が予想されること、及び競争原理を導入する必要性を主張して、それまで旧計画に定められてきた上述のB、Cの2社体制と新たな許可をしない旨の記述を削除し、「一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業にあっては、競争性を確保するため、浄化槽の設置件数の推移に応じて新規の許可を検討する。」との記載を追加する内容で、旧計画を改訂した（以下、旧計画を改訂したものを「新計画」という。）。……」（問題文第1段落）

「令和2年4月以降、Dは従来Cが担当していた区域においてCからの乗換客を獲得しつつあり、それによりCの売上げは徐々に減少している。そこで、Cは、同年9月30日、本件許可の取消訴訟（以下「本件取消訴訟」という。）を提起した。」（第4段落）

↓
「Cの、既存事業者としての営業上の利益」

イ 根拠法規の参酌

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（中略）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。（以下略）

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 (略)
- 6～16 (略)

- ・ 本件許可の根拠法規：法7条1項
- ・ 法7条5項が許可基準であり、各号のいずれにも適合していなければ許可されない仕組みとなっているところ、2号が「一般廃棄物処理計画」への適合を要件としている

↓ 何が定められているのか？

- (一般廃棄物処理計画)
- 第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 (略)
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 (略)
- 3・4 (略)

一般廃棄物処理計画には、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」や「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」、「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項」などを定める

- ▶ 一般廃棄物の発生量や処理量の見込みをもとに、一般廃棄物を適正に処理するための実施主体を定めている



一般廃棄物の収集運搬の需要に対して適正な供給を行えるように、一般廃棄物処理計画を定めている



需給関係を考慮して定められた一般廃棄物処理計画への適合性を許可の要件としている

- (目的)
- 第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

法の目的は生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること

- ▶ 需給の均衡およびその変動による既存の許可業者の事業への影響を考慮せずに、法7条1項の許可をすると、許可業者が濫立し、需給均衡が損なわれる結果、一般廃棄物

処理事業の適正な運営が害され、生活環境および公衆衛生が害される



以上より、需給の均衡が損なわれ、一般廃棄物処理事業の適正な運営が害されることにより、生活環境および公衆衛生が害されることを防止するために、法7条5項2号は規制を設けている



根拠法規たる法7条1項は、生活環境および公衆衛生の保持のため基礎として、既存事業者の営業上の利益を保護する趣旨を含む

ウ 個別的利益としての保護の有無

- ▶ ・事業者が濫立し、一般廃棄物処理事業の適正な運営が害されると、衛生状態ないし生活環境の悪化により継続的に一定範囲の住民の健康という重大な利益を害する
- ・法7条1項の許可にあたり、既存事業者の営業上の利益を考慮することで、はじめて一般廃棄物処理事業の適正な運営ないし生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることができる



法7条1項は、既存事業者の営業上の利益を個別的利益としても保護する趣旨を含む

エ Cの原告適格の有無

- ▶ Cは、一般廃棄物収集運搬業の許可を以前から与えられていたため、Cの営業上の利益は「法律上保護された利益」にあたり、本件許可によってこれが必然的に侵害されるおそれがあるといえるから、Cは「法律上の利益を有する者」にあたる



原告適格あり

3. 参考判例

最判平成26・1・28（百選Ⅱ165）は、本問と同様に、競業者の原告適格について判示した。これまでも競業者の原告適格について判示した判例は複数ある（①質屋営業許可に関する最判昭和34・8・18、②私立幼稚園設置認可に関する最判昭和59・12・4、③病院開設許可に関する最判平成19・10・19、④公衆浴場営業許可に関する最判昭和37・1・19（百選Ⅱ164））。①～④のうち、①～③は原告適格を否定したが、他方で④は公衆浴場法が許可制を採用し適正配置規定を設けた点に着目し、原告適格を肯定した。従来の判例は、根拠法規が既存業者の営業上の利益を保護する趣旨を含むとして原告適格を肯定するために、適正配置等の需給調整に関する規定の存在に着目していた。しかし、最判平成26・1・28は、根拠法規が明示的に需給調

整に関する規定を置いていなかったにもかかわらず、解釈により実質的に需給調整が図られていることに着目して、既存業者の営業上の利益を保護する趣旨を読み取り、原告適格を肯定した点に意義がある²⁾。



最判平成 26・1・28 (百選Ⅱ 165) [競業者の原告適格]

【事案の概要】

X (原告) は、昭和 56 年 4 月以降、小浜市全域で廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 3 年法律 95 号による改正前のもの。以下、改正の前後を通じて「廃棄物処理法」という) 7 条 1 項に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていた。その後、市長が有限会社 A および B に対し、同業の許可更新処分を行ったことに対し、X はこれが違法であるとして、小浜市 (被告) を相手に許可更新処分の取消しおよび損害賠償を求めて提訴した。

第 1 審および控訴審では、廃棄物処理法は既存業者の営業上の利益を個別的に保護するものではないと判断され、X の原告適格が否定された。X はこの判断を不服として上告受理の申立てを行った。最高裁は、競業者の原告適格について以下のように判示した。

【判旨】

「原審の上記判断のうち、本件各更新処分の取消しを求める訴えを不適法として却下した部分は結論において是認することができるが、その余の部分は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 行政事件訴訟法 9 条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条 1 項にいう当該処分の取消しを求めるにつき『法律上の利益を有する者』とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである (同条 2 項……)。

(2) 上記の見地に立って、上告人が本件各更新処分の取消しを求める原告適格を有するか否かについて検討する。

ア ……市町村は、一般廃棄物について、その区域内における収集運搬及び処分に関する事業の実施をその責務とし、計画的に事業を遂行するために一般廃棄物処理計画を定め、これに従って一般廃棄物の処理を自ら行い、又は市町村以外の者に委託し若しくは許可を与えて行わせるものとされており (廃棄物処理法 4 条 1 項、6 条、6 条の 2、7 条 1 項)、市町村以外の者に対する市町村長の一般廃棄物処理業の許可又はその更新については、当該市町村による一般廃棄物の収集運搬又は処分が困難であること (同法 7 条 5 項 1 号、10 項 1 号) が要件とされている。

上記の一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み (同法 6 条 2 項 1

2) 林晃大「判批」斎藤誠 = 山本隆司編『行政判例百選Ⅱ (第 8 版)』342 頁、343 頁 (2022)。

号)、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項(同項4号)等を定めるものとされており、一般廃棄物処理業の許可又はその更新については、その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること(同法7条5項2号、10項2号)が要件とされているほか、一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する政令で定める基準に従って処理が行われるべきこと(同法6条の2第2項、7条13項)や、施設及び申請者の能力がその事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして環境省令で定める経理的基礎その他の基準に適合するものであること(同法7条5項3号、10項3号、同法施行規則2条の2及び2条の4)が要件とされている。

加えて、一般廃棄物処理業の許可又はその更新がされる場合においても、市町村長は、これらの処分の際に生活環境の保全上必要な条件を付すことができ(廃棄物処理法7条11項)、許可業者が同法の規定又は上記の条件に違反したとき等には事業停止命令や許可取消処分をする権限を有して……いる。

イ(ア)一般廃棄物処理業は、……その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得る……。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。そして、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な処理が行われており、これを踏まえて一般廃棄物処理計画が作成されている場合には、市町村長は、それ以外の者からの一般廃棄物処理業の許可又はその更新の申請につき、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせるのが相当であり、当該申請の内容が当該一般廃棄物処理計画に適合するものであるとは認められないとして不許可とすることができるものと解される……。このように、市町村が市町村以外の者に許可を与えて事業を行わせる場合においても、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みに基づいてこれを適正に処理する実施主体等を定める一般廃棄物処理計画に適合すること等の許可要件に関する市町村長の判断を通じて、許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が害されることのないよう、一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られる仕組みが設けられているものといえる。そして、許可業者が収集運搬又は処分を行うことができる区域は当該市町村又はその一部の区域内(廃棄物処理法7条11項)に限定されていることは、これらの区域を対象として上記の需給状況の調整が図られることが予定されていることを示すものといえる。

(イ)また、市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。

(ウ)そして、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。……廃棄物処理法は、上記のような事態を避けるため、前記のような需給状況の調整に係る規制の仕組みを設けているのであるから、一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域にお

る需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。

ウ 以上のような一般廃棄物処理業に関する需給状況の調整に係る規制の仕組み及び内容、その規制に係る廃棄物処理法の趣旨及び目的、一般廃棄物処理の事業の性質、その事業に係る許可の性質及び内容等を総合考慮すると、廃棄物処理法は、市町村長から一定の区域につき一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けて市町村に代わってこれを行う許可業者について、当該区域における需給の均衡が損なわれ、その事業の適正な運営が害されることにより前記のような事態が発生することを防止するため、上記の規制を設けているものというべきであり、同法は、他の者からの一般廃棄物処理業の許可又はその更新の申請に対して市町村長が上記のように既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許否を判断することを通じて、当該区域の衛生や環境を保持する上でその基礎となるものとして、その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。したがって、市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法7条に基づく一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。」

II 設問1(2) —— 訴えの利益

本件取消訴訟係属中に令和4年3月31日が経過し、同年4月1日付けで本件許可が更新された。A市は、同年3月31日の経過により本件許可は失効し、本件取消訴訟の訴えの利益は失われたと主張している。本件取消訴訟の訴えの利益は肯定されると主張したいCとしては、どのような主張をすることが考えられるか、関係する法令の規定を挙げながら、検討しなさい。なお、解答に当たっては、Cに原告適格が認められることを前提にしなさい。

——▶ 取消訴訟の訴訟要件の問題なので行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）のうち、訴えの利益（9条1項）

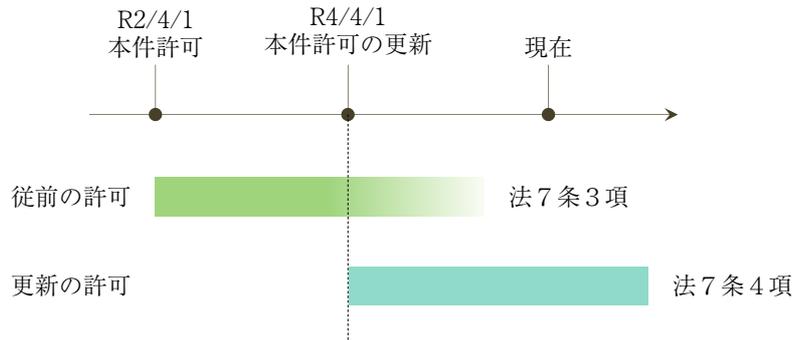
1. 条文

（原告適格）

第9条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

2 （略）

2. 問題の所在



A市の主張：本件許可（従前の許可）は令和4年3月31日の経過をもって失効している
——▶ 本件許可の法的効果はもはや存在しておらず、訴えの利益はないのではない
か？

3. 訴えの利益の有無の検討

(1) 訴えの利益の判断基準³⁾

論証 訴えの利益

訴えの利益とは、当該処分を取り消す必要性をいう。そして、その有無は、取消しによって除去すべき法的効果や取消しによって回復される法的利益の有無により判断すべきである。

(2) 本問の検討

- ・ A市の主張によると、本件許可は失効しているため、除去すべき法的効果は存在せず、訴えの利益はない
- ・ Cは、訴えの利益が認められるという主張をしたい……

「……法第7条第2項に基づく政令が一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間を2年と定めていることに従い、……」(第3段落)

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第7条 (略)

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の

3) 論証内の考慮要素につき、寺洋平「判批」斎藤誠＝山本隆司編『行政判例百選Ⅱ（第8版）』352頁、352頁（2022）。

有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
5～16 (略)

- ・ 法は許可の有効期間を定めつつも、更新されることを予定している（法7条2項）
- ・ 更新の申請がなされた場合においては、従前の許可は許可の有効期間の満了後も更新の許可がなされるまでは有効とされている（法7条3項）
- ・ にもかかわらず、許可が更新されると、その許可の有効期間の起算点は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日（本問では令和4年4月1日）（法7条4項）



従前の許可の有効期間の満了の日の翌日～更新の許可がされるまで、従前の許可の効力と更新の許可の効力が重なっていることになる

——▶ 更新の許可は、従前の許可の効力の維持であり、実質的には従前の許可が継続している



本件許可の効力が維持されている以上、本件許可の法的効果は残存しており、除去すべき法的効果があるため、Cにとって本件許可を取り消す必要性がある
= 訴えの利益あり

4. 参考判例

最判昭和 43・12・24（百選Ⅱ166）は、従前の免許期間が満了した後、直ちに再免許が与えられ、その効力が継続している場合に、免許期間の満了と再免許は形式に過ぎず、免許の更新と実質において異ならないため、かかる免許期間の満了を免許失効と同視するべきではないとした⁴⁾。



最判昭和 43・12・24（百選Ⅱ166）

【事案の概要】

X（原告）は、第12チャンネルで科学技術教育を目的とするテレビ局を開設するため、昭和37年に郵政大臣Yに開設免許を申請したが、審査の結果、Xの申請は拒否され、訴外Aに予備免許が与えられた。

Xは拒否処分およびAへの予備免許処分の取消しを求めて異議申立てを行ったが、Yはこれを棄却。Xはこの決定の取消しを求めて提訴した（Aの予備免許処分に関する訴えは後に取り下げた。）。

原審はXの請求を認容したため、Yが上告した。その理由として、①Aへの免許が既に付与さ

4) 中原・前掲注1) 356頁以下。

れているため、Xには決定取消しを求める利益がないこと、および②Aの免許期間が満了し、Xにはもはや取消しを求める利益がないこと、を主張した。最高裁は以下のように判示し、Yの上告を棄却した。

【判旨】

「AとXとは、係争の同一周波をめぐって競願関係にあり、Yは、XよりもAを優位にあるものと認めて、これに予備免許を与え、Xにはこれを拒んだもので、Xに対する拒否処分とAに対する免許付与とは、表裏の関係にあるものである。そして、Xが右拒否処分に対して異議申立てをしたのに対し、Yは、電波監理審議会の議決した決定案に基づいて、これを棄却する決定をしたものであるが、これが後述のごとき理由により違法たるを免れないとして取り消された場合には、Yは、右決定前の白紙の状態に立ち返り、あらためて審議会に対し、Xの申請とAの申請とを比較して、はたしていずれを可とすべきか、その優劣についての判定（決定案についての議決）を求め、これに基づいて異議申立てに対する決定をなすべきである。すなわち、本件のごとき場合においては、Xは、自己に対する拒否処分の取消しを請求しうるほか、競願者（A）に対する免許処分の取消しをも訴求しうる（ただし、いずれも裁決主義がとられているので、取消しの対象は異議申立てに対する棄却決定となる。）が、いずれの訴えも、自己の申請が優れていることを理由とする場合には、申請の優劣に関し再審査を求める点においてその目的を同一にするものであるから、免許処分の取消しを訴求する場合はもとより、拒否処分のみを取消しを訴求する場合にも、Yによる再審査の結果によっては、Aに対する免許を取り消し、Xに対し免許を付与するということもありうるのである。」

したがって、「本件棄却決定の取消しが当然にAに対する免許の取消しを招来するものでないことを理由に、本件訴えの利益を否定するのは早計であって、採用できない」。

「免許期間の満了に関する所論について考えるに、Aに付与された予備免許は、昭和39年4月3日日本免許となつたのち、翌40年5月31日をもつて免許期間を満了したが、同年6月1日および同43年6月1日の二回にわたり、これが更新されていることが明らかである。もとより、いずれも再免許であつて、形式上たんなる期間の更新にすぎないものとは異なるが、右に『再免許』と称するものも、なお、本件の予備免許および本免許を前提とするものであつて、当初の免許期間の満了とともに免許の効力が完全に喪失され、再免許において、従前とはまったく別個無関係に、新たな免許が発効し、まったく新たな免許期間が開始するものと解するのは相当でない。そして、前記の競願者に対する免許処分（異議申立て棄却決定）の取消訴訟において、所論免許期間の満了という点が問題となるのであるが、期間満了後再免許が付与されず、免許が完全に失効した場合は格別として、期間満了後ただちに再免許が与えられ、継続して事業が維持されている場合に、これを前記の免許失効の場合と同視して、訴えの利益を否定することは相当でない。けだし、訴えの利益の有無という観点からすれば、競願者に対する免許処分の取消しを訴求する場合はもちろん、自己に対する拒否処分の取消しを訴求する場合においても、当初の免許期間の満了と再免許は、たんなる形式にすぎず、免許期間の更新とその実質において異なるところはないと認められるからである。」

Ⅲ 設問2 ——本件許可の違法事由

A市は、(ア)本件取消訴訟において、本件許可は新計画に適合していること、(イ)法第6条に規定する一般廃棄物処理計画の策定及び内容の変更についてはA市長に裁量が認められており、新計画の内容はその裁量の範囲内であること、(ウ)並びにDに事業遂行能力がある以上、自由な参入を認めざるを得ないことを主張している。これに対し、法第7条第5項第2号及び第3号の各要件に関して、Cは本件許可の違法事由としてどのような主張をすることが考

えられるか、検討しなさい。なお、解答に当たっては、本件取消訴訟が適法であることを前提にしなさい。

——▶ 本件許可（行政処分）の実体法上の違法性の問題なので、個別の行政法規である廃棄物処理法、設問の要求から法7条5項2号、3号を参照する

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（一般廃棄物処理業）

第7条

1～4 （略）

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 （略）

6～16 （略）

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第2条の2 法第7条第5項第3号（中略）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設に係る基準
 - イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - ロ （略）
- 二 申請者の能力に係る基準
 - イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

1. 法7条5項2号について

(1) 問題の所在

問題意識：確かに一般廃棄物処理計画（新計画）には適合しているが、新A市長による新計画の策定および内容の変更に違法性がないか？新計画が違法であるものの、これに適合していることを理由に法7条5項2号の要件を充足することにしてもよいのか？

- ← A市：(ア) 本件許可は新計画に適合している
- (イ) 法第6条に規定する一般廃棄物処理計画の策定及び内容の変更についてはA市長に裁量が認められており、新計画の内容はその裁量の範囲内であること

(2) 新計画の策定および内容の変更における A 市長の裁量権

ア 裁量権の有無

- ・一般廃棄物処理計画に定めるべき事項（法6条2項）は専門的技術的な判断に基づく
- ・「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」（同項1号）、「一般廃棄物の排出の抑制のための方策」（同項2号）、「一般廃棄物の適正な処理」（同項4号）など、抽象的な文言
——▶ A市長に裁量権あり

イ 裁量権の逸脱・濫用

行政庁に裁量が認められる場合であっても、裁量権の逸脱・濫用があれば、その行政行為は違法となる

(ア) 判断方法

- ・社会観念審査：行政庁の判断が重要な事実の基礎を欠き、または社会観念上著しく妥当を欠く場合に限って裁量権の逸脱・濫用が認められる（最判昭和52・12・20（百選I77）、最判昭和53・10・4（百選I73））。具体的には、重大な事実誤認、目的・動機違反、信義則違反、平等原則違反、比例原則違反などの有無を裁判所が審査する



判断過程ないし考慮事項にまで立ち入り、裁判所の審査密度を向上

- ・判断過程審査：行政庁が考慮すべき事項を考慮せず（考慮不尽）、考慮すべきでない事項を考慮した（他事考慮）、または考慮にあたり評価を誤った場合（評価の明白な合理性の欠如）など、行政庁の判断過程に不合理な点がないかを審査する

*先がけが、東京高判昭和48・7・13〔日光太郎杉事件〕



判例の傾向

- ・近年の判例の傾向は、判断過程審査の結果を社会観念審査に連結させるかたちで高度の審査密度を確保している⁵⁾



最判平成8・3・8（百選I78）〔エホバの証人剣道実技拒否事件〕

【判旨】

「信仰上の理由による剣道実技の履修拒否を、正当な理由のない履修拒否と区別することなく、代替措置が不可能というわけでもないのに、代替措置について何ら検討することもなく、体育科目を不認定とした担当教員らの評価を受けて、原級留置処分をし、さらに、不認定の主たる理由及び全体成績について勘案することなく、二年続けて原級留置となったため進級等規程及び退学内規に従って学則にいう『学力劣等で成業の見込みがないと認められる者』に当たるとし、退学処分をしたという上告人の措置は、考慮すべき事項を考慮しておらず、又は考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、社会観念上著しく妥当を欠く処分をし

5) 土田伸也「判批」斎藤誠＝山本隆司編『行政判例百選I（第8版）』142頁、143頁（2022）。

たものと評するほかはなく、本件各処分は、裁量権の範囲を超える違法なものといわざるを得ない」



最判平成 18・2・7 (百選 I 70) [呉市公立学校施設使用不許可事件]

【判旨】

「その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法審査においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきものと解するのが相当である。」

「上記の諸点その他の前記事実関係等を考慮すると、本件中学校及びその周辺の学校や地域に混乱を招き、児童生徒に教育上悪影響を与え、学校教育に支障を来すことが予想されるとの理由で行われた本件不許可処分は、重視すべきでない考慮要素を重視するなど、考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠いており、他方、当然考慮すべき事項を十分考慮しておらず、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものといえることができる。」

論証 裁量権の逸脱・濫用

〇〇 (行政庁) による～処分は、裁量権の逸脱・濫用があるため違法 (行政事件訴訟法 30 条*) とならないか。

行政庁の判断に委ねることにより最適な結果をもたらすという行政裁量の趣旨に照らせば、行政庁は判断にあたって最善を尽くすことが要請される。そのため、判断の結果のみならず、判断過程の合理性についても審査の対象とするのが、適切かつ効果的であり、これらについて司法の審査が及ぶと解する。

そして、行政庁の判断の結果および過程について、重要な事実の基礎を欠くか、または社会観念上著しく妥当性を欠く場合に、裁量権の逸脱・濫用があるとして、違法となると解する。

*処分の取消訴訟において裁量権の逸脱・濫用が問題となる場合に摘示

備考：①短く書く場合は、第2段落目をカットする。

②規範について、「判断過程が合理性を欠く結果、処分が社会観念上著しく妥当性を欠く」でもよい⁶⁾。

(イ) 本問の検討

「そうした中、浄化槽汚泥の処理を含む公共サービスへの競争原理の導入を主張して当選した新A市長は、浄化槽の設置件数の増加が予想されること、及び競争原理を導入する必要性を主張して、①それまで旧計画に定められてきた上述のB、Cの2社体制と新たな許可をしない旨の記述を削除し、「一般廃棄物 (浄化槽汚泥) 収集運搬業にあっては、競争性を確保するため、浄化槽の設置件数の推移に応じて新規の許可を検討する。」との記載を追加する内容で、旧計画を改訂した (以下、旧計画を改訂したものを「新計画」という)。さらに、

6) 中原・前掲注1) 134頁。

旧計画の基礎とされた将来の人口及び総世帯数の減少予測は新計画においても維持されているにもかかわらず、⑥新計画中の「発生量及び処理量の見込み」において、浄化槽の設置件数の増加に伴い、浄化槽汚泥について、発生量及び処理量の大幅な増加が見込まれる旨記載された。」（第2段落）

【⑤について】

- ・法7条5項1号は、市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であることを許可の要件としている
 - ▶原則として一般廃棄物の収集運搬は市町村が行い、その能力に限界がある場合に、例外的に民間事業者が市町村長の許可のもと行う
 - ▶需給関係を考慮したうえで許可を行うことになるため、自由競争に委ねるべき事業ではない
- ・2社体制の下で、A市の区域内で発生する浄化槽汚泥の量に対しておよそ2倍の収集運搬能力が確保され、適切な収集運搬体制が維持されていた
 - ▶適切な需給関係が保たれており、新規事業者に許可を与える必要性を欠いていた



⑤の一般廃棄物処理計画の内容の変更は、その判断過程において、競争原理の導入という考慮すべきでない事項を考慮していたといえ（他事考慮）、合理性を欠いているため、社会観念上著しく妥当性を欠く

【⑥について】

A市では、公共下水道の普及が十分でない中、便所のくみ取り式から水洗式への改修が進んでいるため、浄化槽の設置世帯数は微増しているが、将来の人口及び総世帯数は減少が予想されているため、旧計画中の「発生量及び処理量の見込み」（同項第1号）においては、浄化槽汚泥について、今後は発生量及び処理量の減少が見込まれる旨記載されていた

- ▶浄化槽の設置世帯数が微増している事実を過大に評価し、将来の人口および総世帯数の減少が予想されているため浄化槽汚泥の発生量および処理量の減少が見込まれるにもかかわらず、発生量及び処理量の大幅な増加が見込まれるとしている



⑥の一般廃棄物処理計画の内容の変更は、その判断過程において、浄化槽の設置世帯数の微増という事項について他の事項を踏まえずに過大に評価し、評価の明白な合理性の欠如があるため、社会観念上著しく妥当性を欠く

(3) 新計画への適合⁷⁾

- ・市町村は一般廃棄物処理計画を定める義務がある（法6条1項）
 - ・一般廃棄物の収集・運搬は市町村の義務（法6条の2第1項）であり、一般廃棄物処理業の許可（法7条1項）は市町村による収集・運搬が困難であるときになされる（同条5項1号）
- ▶ 市町村による収集・運搬も、一般廃棄物処理業の許可も、一般廃棄物処理計画という「目標」を達成するための「手段」にあたる



上述のとおり、一般廃棄物処理計画の策定および内容の変更について、市町村長に広範な裁量があり、その計画が一般廃棄物処理業の許可の基準として機能することで、当該許可の適法性が基礎づけられる

←————▶ 一般廃棄物処理計画が裁量権の逸脱・濫用により違法となれば、計画を前提とする処分も違法となる



本問でも、新計画は裁量権の逸脱・濫用により違法なので、これを前提とする本券許可も違法とされる

(4) 参考判例

最判平成 18・11・2（百選 I 72）[小田急高架訴訟] は、都市計画事業認可の取消訴訟において、当該事業認可の前提となる都市計画変更決定の違法性が争われ、都市計画変更決定の違法性の有無について司法審査基準を明らかにしたうえで論じている。



最判平成 18・11・2（百選 I 72）[小田急高架訴訟]

【事案の概要】

建設大臣（当時）は、昭和 39 年に、旧都市計画法（大正 8 年法律 36 号）3 条に基づき世田谷区喜多見町～葛飾区上千葉町間の東京都市計画高速鉄道第 9 号線（以下「9 号線都市計画」という。）を決定した。その後、同計画は数次にわたり変更が加えられ、平成 5 年に東京都知事 A が、都市計画法（平成 11 年法律 87 号による改正前のもの。以下「法」という。）18 条 1 項に基づき、小田急線の喜多見駅～梅ヶ丘駅間について、成城学園前駅付近を掘割式、それ以外を高架式とし、鉄道と交差する道路を立体交差化する旨の計画へと変更決定を行った（この決定につき、以下「平成 5 年決定」という。）。これを受け、東京都が建設大臣に事業認可を申請し、平成 6 年に建設大臣は法 59 条 2 項に基づき、認可（以下「本件事業認可」という。）を行った。

これに対し、沿線住民 X らが高架式ではなく地下式によるべきこと等を主張し、関東地方整備局長 Y を被告として事業認可の取消訴訟を提起した。第 1 審は請求を認容したが、第 2 審は一部の原告適格を否定し、請求を棄却した。最高裁は原告適格の判断を大法廷に回付し、その判決が

7) 中原・前掲注 1) 184 頁以下。

言い渡された（最大判平成 17・12・7（百選Ⅱ159））後、事業認可の適否を判断し、上告を棄却した。

【参照条文】

○ 都市計画法（昭和 43 法律第 100 号）（抜粋）

（都市計画の基本理念）

第 2 条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

（都市計画基準）

第 13 条 都市計画区域について定められる都市計画……は、国土形成計画、首都圏整備計画、……その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。……）……に適合するとともに、当該都市の特質及び当該都市における自然的環境の整備又は保全の重要性を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならない。

一～十九 （略）

2～6 （略）

（施行者）

第 59 条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事……の認可を受けて施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3～7 （略）

（認可等の基準）

第 61 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第 59 条の認可又は承認をすることができる。

一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。

二 （略）

【判旨】

「都市計画法（平成 4 年法律第 82 号による改正前のもの。以下同じ。）は、都市計画事業認可の基準の一つとして、事業の内容が都市計画に適合することを掲げているから（61 条）、都市計画事業認可が適法であるためには、その前提となる都市計画が適法であることが必要である。

……都市計画法は、都市計画について、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと等の基本理念の下で（2 条）、都市施設の整備に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを一体的かつ総合的に定めなければならないと、当該都市について公害防止計画が定められているときは当該公害防止計画に適合したものでなければならないとし（13 条 1 項柱書き）、都市施設について、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとしているところ（同項 5 号）、このような基準に従って都市施設の規模、配置等に関する事項を定めるに当たっては、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠であるといわざるを得ない。そうすると、このような判断は、これを決定する行政庁の広範な裁量にゆだねられているというべきであって、裁判所が都市施設に関する都市計画の決定又は変更の内容の適否を審査するに当たっては、当該決定又は変更が裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとすべきものと解するのが相当である。」

「Aは、本件調査の結果を踏まえ、計画的条件、地形的条件及び事業的条件を設定し、本件区間の構造について三つの方式を比較検討した結果、本件高架式がいずれの条件においても優れていると評価し、本件条例に基づく環境影響評価の結果等を踏まえ、周辺地域の環境に与える影響の点でも特段問題がないとして、本件高架式を内容とする平成5年決定をしたものである。

……そこで、上記の判断における環境への影響に対する考慮について検討する。」「平成5年決定は、本件区間の連続立体交差化事業に伴う騒音等によって事業地の周辺地域に居住する住民に健康又は生活環境に係る著しい被害が発生することの防止を図るという観点から、本件評価書の内容にも十分配慮し、環境の保全について適切な配慮をしたものであり、公害防止計画にも適合するものであって、都市計画法等の要請に反するものではなく、鉄道騒音に対して十分な考慮を欠くものであったということもできない。したがって、この点について、平成5年決定が考慮すべき事情を考慮せずにされたものということとはできず、また、その判断内容に明らかに合理性を欠く点があるということもできない。」

「次に、計画的条件、地形的条件及び事業的条件に係る考慮について検討する。」「Aは、本件区間の構造について三つの方式の比較検討をした際、既に取得した用地の取得費や鉄道事業者の受益分を考慮せずに事業費を算定しているところ、このような算定方法は、当該都市計画の実現のために今後必要となる支出額を予測するものとして、合理性を有するといふべきである。また、平成5年当時、本件区間の一部で想定される工事をシールド工法により施工することができなかったことに照らせば、Aが本件区間全体をシールド工法により施工した場合における2線2層方式の地下式の事業費について検討しなかったことが不相当であるとはいえない。

さらに、Aは、下北沢区間が地表式とされることを前提に、本件区間の構造につき本件高架式が優れていると判断したものと認められるところ、下北沢区間の構造については、本件調査の結果、その決定に当たって新たに検討する必要があるとされ、平成10年以降、東京都から地下式とする方針が表明されたが、一方において、平成5年決定に係る9号線都市計画においては地表式とされていたことや、本件区間の構造を地下式とした場合に河川の下部を通るため深度が大きくなるなどの問題があったこと等に照らせば、上記の前提を基に本件区間の構造につき本件高架式が優れていると判断したことのみをもって、合理性を欠くものであるということとはできない。」

「以上のとおり、平成5年決定が本件高架式を採用した点において裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるということとはできないから、これを基礎としてされた本件鉄道事業認可が違法となるということもできない。」

2. 法7条5項3号について

(1) 問題の所在

問題意識：Dは自ら運搬車を保有しておらず、社屋等もないうえ、Dの代表者は一般廃棄物収集運搬業に従事した経験がないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則2条の2の許可基準を満たさないのではないか？

← A市：(ウ) Dに事業遂行能力がある以上、自由な参入を認めざるを得ない

↑
BとDの業務提携契約によって、DはBの営業所および運搬車を使用できる状況にあるし、Bから人員が随時Dに出向する体制にある（⇒施設の要件も、申請者の能力に対する要件も満たす）

(2) 本問の検討

ア 法施行規則2条の2第1号イ（運搬車等の保有）

Dは自ら運搬車等の施設を保有しておらず、Bとの業務提携契約によってBの運搬車を使用できるにすぎない

- ▶ ・業務提携契約の解除やBの廃業等によって使用できなくなる
- ・一般廃棄物処理業の許可はA市長による需給調整のもと行われるため、D自ら運搬車等の施設を保有できなければ、適正な一般廃棄物の処理ができなくなることで、需給の均衡が損なわれる



運搬車等の施設を自ら保有している必要があると解するべきところ、Dは「運搬車…を有する」とはいえない

イ 法施行規則2条の2第2号イ（知識および技能）

Bから人員の出向により、知識及び技能を補填できるものの、Dの代表者は一般廃棄物収集運搬業に従事した経験がない

- ▶ ・業務提携契約の解除やBの廃業等によって、Bからの人員の補充はなくなる
- ・一般廃棄物の飛散や流出の防止、悪臭が漏れることの防止は専門的な技術が必要



Dにおいて知識および技能を有していることが必要であるが、Dの代表者は未経験であるため、これを有しているとはいえない

ウ 法施行規則2条の2第2号ロ（経理的基礎）

DはBとの業務提携契約に基づき、Bの保有する運搬車や営業所を使用できるものの、Dは自身で運搬車や営業所を保有していない

- ▶ 事業を行うに足る資産を有しておらず、廃業等により廃棄物を適正に処理できなくなるおそれがある



Dは的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは言えない⁸⁾

8) 実際は公共団体が審査基準を設定し、これをもとに申請者の経理的基礎の有無を判断する。参考までに、岡崎市、「岡崎市一般廃棄物収集運搬業の経理的基礎に関する審査基準」、https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1406/p002784_d/fil/160406keirikijun.pdf、(2025.02.09)。

◎参考文献一覧

斎藤誠＝山本隆司編『行政判例百選Ⅰ』（有斐閣、第8版、2022）

斎藤誠＝山本隆司編『行政判例百選Ⅱ』（有斐閣、第8版、2022）

中原茂樹『基本行政法』（日本評論社、第3版、2019）

【出題趣旨】

本問は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可について、新規参入者に対する同許可（以下「本件許可」という。）に対し既存の許可事業者が取消訴訟を提起するという設例の下で、競業者の原告適格、更新制を採っている許可制に係る取消訴訟の訴えの利益の存否に関する基本的な知識・理解を問うと同時に、本案での主張を判例及び参照条文から組み立てる力を問う趣旨の問題である。

〔設問1〕（1）は、最判平成26年1月28日民集68巻1号49頁を手掛かりにして、いわゆる競業者の原告適格を問うものである。問題文中に示された一般廃棄物収集運搬業務の性質を前提として、一般廃棄物処理は市町村の事務であること（法第6条の2第1項）、他の要件と並んで、一般廃棄物処理業は市町村による処理が困難であり（法第7条第5項第1号）、かつ一般廃棄物処理計画に適合している場合（同項第2号）にのみ許可されること、一般廃棄物処理計画には一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（法第6条第2項第1号）、並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項（同項第4号）等が定められること等の制度の仕組みを踏まえ、本件許可については、許可事業者の濫立等によって事業の適正な運営が害されることのないよう、一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られる仕組みが設けられていること、それゆえ既存の許可事業者の営業上の利益が法律上保護されていることを導く必要がある。

〔設問1〕（2）については、一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間が2年とされていること（法第7条第2項に基づく政令）、更新の申請がなされた場合においては、従前の許可は許可の有効期間の満了後も更新処分がなされるまでは有効とされていること（法第7条第3項）等の参照条文から、本件許可については更新制が採られており、本件許可の期間経過後も訴えの利益が維持されることを主張する必要がある。

〔設問2〕は、本件許可の違法性を、参照条文を手掛かりにしながら事案に即して検討する力を問う趣旨の問題である。まず、申請の一般廃棄物処理計画への適合を求める法第7条第5項第2号の要件に関して、最判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁を手掛かりにして、同計画の策定及び内容の変更に係る計画裁量の存否を明らかにしたうえで、新計画の違法性を、事実誤認、事実に対する評価の誤り、考慮脱落及び他事考慮等の面から検討する必要がある。次いで、同項第3号所定の設備要件及び能力要件に関して、問題文に示された事実を挙げつつ、Dの事業遂行能力の欠如について論じる必要がある。

令和5年予備試験行政法 再現答案 (A評価)

第1 設問1小問(1)

1 Cに原告適格が認められるためには、Cが処分の取消しを求めることにつき「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法（以下、「行訴法」という。）9条1項）である必要がある。

5 2 行訴法9条2項に照らし、「法律上の利益を有する者」とは、処分により自己の権利または法律上保護された利益が侵害され、または必然的に侵害されるおそれがあると認められる者をいうと解する。そして、処分の根拠法規が不特定多数者の具体的利益を専ら一般公益として吸収・解消させるにとどめず、個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解される場合には、「法律上保護された利益」にあたりと解する。

3 本件では、Cは浄化槽汚泥の収集運搬業の経営を安定させ、的確かつ継続的に同事業を行う利益を主張することが考えられる。

4 本件許可の根拠法規は法7条1項であるところ、許可にあたって市町村長は事業の的確性、継続可能性等を考慮し判断しなければならない（法7条5項）。また、本件許可は一般廃棄物の収集・運搬の事業を行う事業者に対し与えられるところ、かかる事業は生活環境の保全のために行われる。そして、法の全体の解釈指針を示す法1条は、法の目的として生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることとしている。かかる目的を達成するためには、事業者が経営を安定させ、的確かつ継続的に事業を行うことが求められる。

20 そのため、処分の根拠法規は、事業者が経営を安定させ、的確かつ継続的に事業を行う利益を具体的利益として保護する趣旨であると解される。

5 そして、かかる利益は、実際に一般廃棄物の収集運搬事業を行う事業者
25 に個別的利益として保護されていなければ、当該事業者の経営にかかわるため無意味である。そこで、一般廃棄物の収集運搬業の許可を与えられている事業者については、本件許可の根拠法規は個々人の個別的利益としても保護する趣旨と解される。

6 本件では、Cは既に一般廃棄物（浄化槽汚泥）の収集運搬業の許可を与えられている事業者であるから、Cの主張する利益は個別的利益としても
30 保護される。

7 よって、Cは「法律上保護された利益」を本件許可により必然的に侵害されるおそれがあるため、原告適格が認められる。

第2 設問1小問(2)

1 一般廃棄物の収集運搬業の許可（法7条1項）は政令で定める期間ごとに更新を受けなければ効力を失う（同条2項）。更新を受けた場合、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から許可の更新の効力が起算される（同条4項）。そのため、更新の処分は従前の許可処分とは形式的には別個の処分である。

2 ところが、従前の許可の満了日までに更新の処分がされないときは、更新の処分がされるまで、従前の許可処分の効力がそのまま持続する（同条
40 3項）。

そのため、従前の許可処分と更新の処分は効力を有する期間が重なる部分があり、実質的には従前の許可処分と更新の処分は同一の処分と解することができる。

45 3 よって、本件許可が更新され、実質的には本件許可と同一の処分の効力が続いている以上、Cに訴えの利益が認められる。

第3 設問2

1 法7条5項2号について

50 (1) 本件許可は同号にいう一般廃棄物処理計画に適合すると判断されたためになされたものであるが、かかる計画の内容を策定するにあたりA市長の裁量権の逸脱濫用があり、違法な計画に基づく処分であるから違法である旨主張することが考えられる。

(2) まず、一般廃棄物処理計画を策定するためには地域の特性等に照らして専門的な判断が必要となるから、A市長の裁量が認められる。

55 そして、行政行為において判断ないし結果が、重大な事実の基礎を欠き、または社会観念上著しく妥当性を欠く場合には、裁量権の逸脱濫用にあたり違法であると解する。

60 (3) 本件では、A市では浄化槽汚泥の発生量が浄化槽の設置世帯数に応じてほぼ一定しており、浄化槽の設置世帯数は微増しているものの、将来の人口および総世帯数が減少すると予想されていた。そのため、将来的には浄化槽汚泥の発生量も減少することが考えられる。にもかかわらず、A市長は浄化槽汚泥の発生量の増加が見込まれると判断し、新計画を策定している。これはA市長の事実誤認に基づく判断であるから、重大な事実の基礎を欠くといえ、裁量権の逸脱濫用に当たる。そして、違法な計画に適合することを理由になされた本件許可は違法である。

2 法7条5項3号について

(1) 本件許可の申請者はDであるところ、Dは事業を的確かつ継続して行うに足りる能力を有しないにもかかわらず、Dに本件許可をなすことは、A市長の裁量権の逸脱濫用にあたり、違法である旨主張する。

70 (2) 申請者の能力の判断について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）にしたがって判断する。

規則の要件に該当するか否かについて、要件は抽象的な文言が用いられ、また、専門的な判断が必要であるから、その判断を行うA市長の裁量に委ねられる。

75 Dは単独で運搬施設を有しておらず、代表者は一般廃棄物の収集運搬業について未経験であり、Bが雇用する人員を出向させることで事業を行うことができる状態であった。これはDがBと業務提携を行っているからであり、かかる提携が終了すればDは事業を継続できなくなる。そして、Dが事業をできなくなることで生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることが困難となり得るから、Dが単独で事業継続が可能か否かは重要な事項である。

にもかかわらず、A市長はそれを考慮せずに、Dが規則規定の要件に適合すると判断している点で、考慮不尽といえる。

85 よって、社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権の逸脱濫用に当たるから、違法である。

以上

2025年4月29日Aゼミ、3月12日Bゼミ

行政法

最優秀答案

回答者：O・Jさん

第1 設問1 (1)

1 Cは本件許可処分の名宛人ではないが、本件取消訴訟の「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法(以下、法令名省略)9条1項)に当たるか。文言が不明確なため問題となる。

2 基準の明確性の観点から、「法律上の利益を有する者」とは、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。そして、原告の主張利益が、9条2項の要素を考慮した上で、処分の根拠規定により一般的公益に吸収解消させるとどまらず、個々人の個別的利益としても保護されている場合、当該利益は法律上保護された利益に当たると解する。

3(1)Cは、従来Cが担当していた区域で、新たに参入したDがCからの乗換客を獲得しつつあり、それによりCの売上げが減少している具体的事実があるため、被侵害利益として既存業者の営業上の利益を主張すると考えられる。

(2)法は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とし(法1条)、一般廃棄物処理業を行おうとする者は、市町村長の許可を得ることを要件としている(法7条)。これは、浄化槽汚泥の収集運搬に支障が生じると、衛生状態が悪化し、住民の健康と生活環境に被害が生じ得ることに鑑み、住民の生活環境と公衆衛生を保護する趣旨の表れといえる。そして、一般廃棄物処理計画(法6条)が策定されている場合には、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可申請は不許可(法7条5項2号)となると解されている。これは、許可業者の濫立によって需給均衡が損なわれることにより、住民の生活環境や公衆衛生が害される事態を回避するために、許可要件に関する市町村長の判断を通じて業者の需給調整を図り既存業者の営業上の利益を保護する趣旨であると解する。そして、ひとたび一般廃棄物処理計画に適合しない業者を許可すると、既存業者の営業の自由(憲法22条1項)の上に成立する営業上の利益という憲法上の重要な権利を侵害されることとなる。これら法の趣旨・被侵害利益の性質等に鑑みれば、法は既存業者の営業上の利益を個々人の個別的利益として保護しているといえるから、同利益は法律上保護された利益に当たる。

(3)本件では、Cは、Dが受けた本件許可に先立って法7条1項に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている既存業者であるから、「法律上の利益を有する者」に当たる。

4 したがって、Cに原告適格が認められる。

第2 設問1 (2)

1 本件許可の有効期間である令和4年3月31日が経過し当該期間が満了したが、A市は翌4月1日に本件許可を更新した。本件許可の「法律上の利益」(9条1項)は継続する

か。

2 確かに、本件許可の有効期間の満了により失効し取消訴訟の対象の処分が不存在となり、本件取消訴訟の訴えの利益が消失したとも思える。しかし、法7条2項は、「前項の許可は、…更新を受けなければ、…効力を失う」と規定している。これは、反対解釈として、更新を受けた場合には有効期間が満了しても許可は失効しないと解する余地がある。また、同条3項は、有効期間満了日までに更新申請がなされない場合においても、従前の許可の有効期間満了後もなお効力を有する旨を定めており、従前の許可の継続を認めている。さらに、同条4項は、同条3項の場合には、従前の許可の有効期間満了日の翌日から起算し効力発生を定めている。

以上を踏まえ、法7条は、許可更新がなされた場合には、従前の許可が失効し新たな許可をするものではなく、従前の許可を維持してその有効期間を延長する趣旨の規定であると解する。

3 本件では、A市は令和4年4月1日に本件許可を更新したが、本件許可の有効期間が延長されているから、従前の許可の取消訴訟の「訴えの利益」は消失せず、継続する。

4 したがって、Cの本件取消訴訟の訴えの利益は肯定される。

第3 設問2

1 法7条5項2号の許可要件を満たさないこと

(1) 一般廃棄物処理計画を定めるにあたり、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」(法6条2項1号)など抽象的期待値を基準にしている文言から、市町村長の要件裁量が認められる。

そこで、裁量行為の判断過程が合理性を欠く結果、当該行為が社会通念上著しく合理性を欠く場合、当該裁量行為は逸脱濫用(30条)になるものと解する。

(2) 本件では、旧計画では、BCの2社に許可を与え、大幅な変動が生じない限り他社に新たな許可を与えないこととなっていた。その結果、2社体制が維持され浄化槽汚泥の量に比しておよそ2倍の収集運搬能力が確保されていた。また、人口減少に伴い、浄化槽汚泥量の減少が見込まれている旨が記載されていた。これらのいずれにおいても合理性を否定する記載は見受けられない。

他方、新計画では、競争性を重視した旨の記載がなされるとともに、浄化槽汚泥量の大幅な増加見込みがある旨が記載された。前者は他事考慮に該当し、後者は事実評価に明白な合理性欠如があるといえ、裁量行為の判断過程が合理性を欠く結果、当該行為が社会通念上著しく合理性を欠き、裁量権の逸脱濫用にあたる。したがって、法7条5項2号の許可要件を満たさず、違法である。

2 法7条5項3号の許可要件を満たさないこと

Dは従来から、一般廃棄物収集運搬業に従事した経験がないから、規則2条の2第2号イを充足しない。また、Dは単独の社屋等を有しておらず、Dの代表者は他社のBの営業所で執務を行っているから、規則2条の2第1号イも充足しない。さらに、Bの従業員がDに出

向し、Dは、他社であるB保有の運搬車のみを使用し得る状況であるから、規則2条の2第2号ロも充足しない。

したがって、Dは法7条5項3号の許可要件も充足しないから、本件許可は違法である。

以上

最優秀答案 O・Jさん

【2025年4月29日(火)Aゼミ答練(行政法)】

第1 設問1 (1)

「法律上の利益を有する者」に該当すれば、原告の利益が認められることを示せばよい。

1 Cは本件許可処分の名宛人ではないが、本件取消訴訟の「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法(以下、法令名省略)9条1項)に当たるか。文言が不明確なため問題となる。

2 基準の明確性の観点から、「法律上の利益を有する者」とは、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。そして、原告の主張利益が、9条2項の要素を考慮した上で、処分の根拠規定により一般的公益に吸収解消させるにとどまらず、個々人の個別的利益としても保護されている場合、当該利益は法律上保護された利益に当たると解する。

本問では法7E

3(1)Cは、従来Cが担当していた区域で、新たに参入したDがCからの乗換客を獲得しつつあり、それによりCの売上げが減少している具体的事実があるため、被侵害利益として既存業者の営業上の利益を主張すると考えられる。 具体的利益の設定

(2)法は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とし(法1条)、一般廃棄物処理業を行おうとする者は、市町村長の許可を得ることを要件としている(法7条)。これは、浄化槽汚泥の収集運搬に支障が生じると、衛生状態が悪化し、住民の健康と生活環境に被害が生じ得ることに鑑み、住民の生活環境と公衆衛生を保護する趣旨の表れといえる。そして、一般廃棄物処理計画(法6条)が策定されている場合には、新規の一般廃棄物収集運搬業

法7Eの趣旨なのか、法1の趣旨なのか、分かりにくいです。法7Eの趣旨を検討する手ばかりだと、処分の基準を規定する法7Eや目的規定たる法1を考察するイメージです。

規定の
でこれは
利権の
の方面
受給を
リスト
です。

不許可が違法

需給関係の
考慮を及ぼす
おぼろしい

1	の許可申請は不許可（法7条5項2号）となると解されている。
2	これは、許可業者の濫立によって需給均衡が損なわれることによ
3	り、住民の生活環境や公衆衛生が害される事態を回避するために、
4	許可要件に関する市町村長の判断を通じて業者の需給調整を図
5	り既存業者の営業上の利益を保護する趣旨であると解する。そし
6	て、ひとたび一般廃棄物処理計画に適合しない業者を許可すると、
7	既存業者の営業の自由（憲法22条1項）の上に成立する営業上
8	の利益という憲法上の重要な権利を侵害されることとなる。これ
9	ら法の趣旨・被侵害利益の性質等に鑑みれば、法は既存業者の営
10	業上の利益を個々人の個別的利益として保護しているといえる
11	から、同利益は法律上保護された利益に当たる。明解をわけています。
12	(3)本件では、Cは、Dが受けた本件許可に先立って法7条1項
13	に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている既存業者であ
14	るから、「法律上の利益を有する者」に当たる。
15	4 したがって、Cに原告適格が認められる。
16	第2 設問1(2)
17	1 本件許可の有効期間である令和4年3月31日が経過し当該
18	期間が満了したが、A市は翌4月1日に本件許可を更新した。本
19	件許可の「法律上の利益」（9条1項）は継続するか。
20	2 確かに、本件許可の有効期間の満了により失効し取消訴訟の
21	対象の処分が存在となり、本件取消訴訟の訴えの利益が消失
22	したとも思える。しかし、法7条2項は、「前項の許可は、…更

1 新を受けなければ、…効力を失う」と規定している。これは、
2 反対解釈として、更新を受けた場合には有効期間が満了しても
3 許可は失効しないと解する余地がある。また、同条3項は、有
4 効期間満了日までに更新申請がなされない場合においても、従
5 前の許可の有効期間満了後もなお効力を有する旨を定めており、
6 従前の許可の継続を認めている。さらに、同条4項は、同条3
7 項の場合には、従前の許可の有効期間満了日の翌日から起算し
8 効力発生を定めている。

9 以上を踏まえ、法7条は、許可更新がなされた場合には、従前
10 の許可が失効し新たな許可をするものではなく、従前の許可を
維持してその有効期間を延長する趣旨の規定であると解する。

実質的には従前の許可の延長であるという理解が示されています。

12 3 本件では、A市は令和4年4月1日に本件許可を更新したが、
13 本件許可の有効期間が延長されているから、従前の許可の取消訴
14 訟の「訴えの利益」は消失せず、継続する。

15 4 したがって、Cの本件取消訴訟の訴えの利益は肯定される。

18 第3 設問2

17 1 法7条5項2号の許可要件を満たさないこと

18 (1) 一般廃棄物処理計画を定めるにあたり、「一般廃棄物の発生量
19 及び処理量の見込み」(法6条2項1号)など抽象的期待値を基準
20 にしている文言から、市町村長の要件裁量が認められる。

→抽象的という言葉があることも重要ですが、専門的技術的見地を踏まえることも指摘はできない。

21 そこで、裁量行為の判断過程が合理性を欠く結果、当該行為が社
22 会通念上著しく合理性を欠く場合、当該裁量行為は逸脱濫用(30条)

前段落とつながっています。「そこで」でつなぐことができます。

1	になるものと解する。
2	(2) 本件では、旧計画では、BCの2社に許可を与え、大幅な変動
3	が生じない限り他社に新たな許可を与えないこととなっていた。
4	その結果、2社体制が維持され浄化槽汚泥の量に比しておよそ2
5	倍の収集運搬能力が確保されていた。また、人口減少に伴い、浄化
6	槽汚泥量の減少が見込まれている旨が記載されていた。これらのい
7	ずれにおいても合理性を否定する記載は見受けられない。
8	他方、新計画では、競争性を重視した旨の記載がなされるとと
9	もに、浄化槽汚泥量の大幅な増加見込みがある旨が記載された。前
10	者は他事考慮に該当し、後者は事実評価に明白な合理性欠如があ
11	るといえ、裁量行為の判断過程が合理性を欠く結果、当該行為が社
12	会通念上著しく合理性を欠き、裁量権の逸脱濫用にあたる。したが
13	って、法7条5項2号の許可要件を満たさず、違法である。
14	2 法7条5項3号の許可要件を満たさないこと
15	Dは従来から、一般廃棄物収集運搬業に従事した経験がないか
16	ら、規則2条の2第2号イを充足しない。また、Dは単独の社屋等
17	を有しておらず、Dの代表者は他社のBの営業所で執務を行って
18	いるから、規則2条の2第1号イも充足しない。さらに、Bの従業員
19	員がDに出向し、Dは、他社であるB保有の運搬車のみを使用し得
20	る状況であるから、規則2条の2第2号ロも充足しない。
21	したがって、Dは法7条5項3号の許可要件も充足しないから、
22	本件許可は違法である。 以上

あつぱは
完璧です!

社屋等については、規則2条の2第1号イでは?

きちんとこの条文を拾って
検討しておくと、好印象です。

- 4 -
現場ではこれだけ書ければ十分ですが、
各要件が具体的に何具備すれば充足されるか
まで書けると、A市側の主張も排斥できてよくなります。

答案作成、お疲れさまでした。

とても読みやすい答案で、論じるべきことをきちんと論じられているため、十分に合格レベルだと思います。相場観として、このレベルの答案を本番で書ければ、行政法はA～B評価という上位答案を狙えます。

答案全体を通して、あてはめ部分が自分で考えて表現していることがとてもよく伝わってきました。意外とこれができない受験生が多いので、あてはめ勝負になる傾向が強い公法系科目や刑訴法などで相対的に上位を狙えると思います。

あとは本番でどの分量を書けるかです。今年の予備試験を受験されるのであれば、今年まで手書きの試験なので、普段から手書きで答案を仕上げてみてください。

応援しております。